

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸太田町長

市町村名 (市町村コード)	安芸太田町 (343684)	
地域名 (地域内農業集落名)	下筒賀・下殿河内地区 (西調子、明ヶ谷、穂坪、高下、辺森、小山、上堀、下堀、江河内、埜、鵜渡瀬、木坂、草尾、上杉、下杉、穴袋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢77.7歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、既存経営体への農地集積を促進しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、基盤整備事業の実施を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 221人(うち60歳未満20人)

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地は守っていくが、山間部は荒れていくことが懸念されている。条件の悪いところは保全管理で精いっぱいであり、今後は担い手への集積をどのように進めて行くかを地域全体で協議していくことが重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
状況把握に努め、担い手への集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もある。優良農地については中間管理機構を活用して担い手への集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農道、水路の補修や管理を多面的機能支払や中山間地域直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域のみでなく、周辺地域や関係機関と一緒に取り組んでいく必要がある。隣接する寺領地区と合わせて祇園坊柿等の栽培を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、地域の共重不在の内は集落協定団体を中心に地域全体で保全管理に務める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。